

○経済産業省告示第 号

輸出貿易管理令（昭和二十四年通商産業政令第三百七十八号）第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号ホ及びヘ並びに同条第二項第二号ホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1、2又は4から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿	一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1、2又は4から9までの項に規定する貨物であつて輸出貿

易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの
又は1から5までの項に規定する貨物であつて
北朝鮮を仕向地とするものを除く。)

1 本邦から輸出された貨物であつて、本邦に
おいて修理、校正又は検査された後再輸出さ
れるもの

2～7 (略)

8 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に
掲げる貨物であつて貨物等省令第1条二十二
号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の
中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条

易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの
又は1から5までの項に規定する貨物であつて
北朝鮮を仕向地とするものを除く。)

1 本邦から輸出された貨物であつて、本邦に
おいて修理された後再輸出されるもの

2～7 (略)

8 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に
掲げる貨物であつて貨物等省令第1条二十二
号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の
中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条

第2項第二号若しくは第七号に該当するもの
又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であつ
て貨物等省令第4条第二号イに該当するもの
のうち、他の貨物を運搬するために使用され
る貨物として輸入した貨物又は当該貨物の修
理、校正、検査若しくは洗淨のために輸入し
た貨物であつて、輸入した後返送のため輸出
するもの（特定地域を仕向地として輸出する
貨物を除く。）

9・10 （略）

11 輸出貿易管理令別表第一の一の項（一）、

第2項第二号若しくは第七号に該当するもの
又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であつ
て貨物等省令第4条第二号イに該当するもの
のうち、他の貨物を運搬するために使用され
る貨物として輸入した貨物であつて、輸入し
た後返送のため輸出するもの（特定地域を仕
向地として輸出する貨物を除く。）

9・10 （略）

（新設）

(十一)又は(十二)に掲げる貨物であつて、外国政府職員が警護の用に供するために輸入するもののうち、当該警護の終了後に輸出するもの

- 二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1から7までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1～6 （略）

- 二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（1から7までの項に規定する貨物であつて輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1～6 （略）

7 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第1条二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出される貨物又は当該貨物の修理、校正、検査若しくは洗淨のために輸出する貨物であつて、輸出した後輸入すべきも

7 輸出貿易管理令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第1条二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物であつて、輸出した後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

①（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。） 8 ～ 10 （略）	8 ～ 10 （略）
---	-------------------